

総務部

総務企画委員会

【議案関係資料】

(2月21日追加提案分)

2月21日提出

令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和 7 年 2 月 2 1 日
総 務 部

【予算関係】

財 政 課 令和 6 年度 2 月補正予算（令和 7 年 2 月 2 1 日追加提案分）に関する説明資料 ・ ・ 3

【議案関係】

税 務 課 「秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」
について（議案第 1 2 1 号） ・ ・ 6

財 政 課

令 和 6 年 度 2 月 補 正 予 算

（令和7年2月21日追加提案分）に関する説明資料

（ 議 案 第 1 1 9 号 ）

令和6年度2月補正予算（令和7年2月21日追加提案分） 主要な歳入増減調書

（単位：千円）

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地 方 特 例 交 付 金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	27,067	査定設計委託費等補助金 125,291 (0 → 125,291)	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 60,959 (755,628 → 694,669) 電子処方箋活用・普及促進事業費 △ 18,432 (60,217 → 41,785)
10 財 産 収 入			
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	△ 180,864		財政調整基金繰入金 △ 169,814 (5,407,000 → 5,237,186)
13 繰 越 金			
14 諸 収 入	△ 81,212		機械類貸与資金貸付金元利収入 △ 71,000 (1,228,922 → 1,157,922)
15 県 債	△ 148,700		現年発生土木災害復旧事業費 △ 125,300 (2,656,000 → 2,530,700)
合 計	△ 383,709	654,210,989 → 653,827,280	

令和 6 年度 2 月 補 正 予 算 （ 令 和 7 年 2 月 2 1 日 追 加 提 案 分 ） 主 要 な 目 的 別 増 減 調 書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	△ 144,180		衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費 △ 60,959 (755,628 → 694,669) 県税クラウドサービス導入事業 △ 42,968 (201,531 → 158,563)
3 民 生 費	△ 16,967		秋田県心身障害者コロニー整備事業 △ 9,098 (31,858 → 22,760) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 △ 5,000 (5,000 → 0)
4 衛 生 費	△ 46,264		電子処方箋活用・普及促進事業 △ 27,648 (90,327 → 62,679) 大気・水質等常時監視事業 △ 9,600 (160,342 → 150,742)
5 労 働 費			
6 農 林 水 産 業 費	△ 13,331		新規就農総合対策事業 △ 6,450 (352,130 → 345,680) 農地中間管理総合対策事業 △ 3,795 (577,648 → 573,853)
7 商 工 費	△ 78,350		県単機械類貸与事業 △ 71,000 (1,232,722 → 1,161,722)
8 土 木 費	△ 15,950		空港整備事業 △ 7,508 (613,300 → 605,792) 統合補助改修事業 △ 6,087 (980,700 → 974,613)
9 警 察 費	△ 8,033		維持管理及び指定工事事業 △ 6,993 (472,268 → 465,275)
10 教 育 費	△ 20,840		私立学校就学支援事業 △ 9,606 (578,254 → 568,648) 県立学校施設等総合管理計画推進事業 △ 7,606 (629,421 → 621,815)
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費	△ 39,794		公債費（公債諸費） △ 39,794 (322,436 → 282,642)
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	△ 383,709	654,210,989 → 653,827,280	

「秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 1 2 1 号）

税務課

1 改正理由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 号）による地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正に伴い不動産取得税の減額及び自動車税の環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限の延長を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 減額・特例措置の期限延長（附則第 1 6 条、附則第 1 8 条の 1 4 関係）

次の措置の適用期限を令和 9 年 3 月 3 1 日まで延長する。

税目	制度概要
不動産 取得税	サービス付き高齢者向け住宅用の土地の取得について、一定の額を減額する。
	宅地建物取引業者が既存住宅（及びその土地）を取得し、改修工事を行って個人に売却した場合、宅地建物取引業者による建物・土地の取得について、それぞれ一定の額を減額する。
自動車税 環境性能割	ノンステップバス等のバリアフリー性能を備えたバスやユニバーサルデザインタクシーについて、取得価額からそれぞれ一定の額を控除する。
	歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを備えたトラック・バス等について、取得価額から一定の額を控除する。

(2) 軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除の特例（附則第 1 8 条の 8 の 2 関係）

免税軽油を使用する特定の鉄軌道事業者が、鉄軌道用車両の燃料タンクにバイオディーゼル燃料等を給油し、当該車両の動力源に供するものとして軽油の製造を行った場合、製造の承認を受ける義務を免除する。

(3) その他

その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例及び秋田県県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧																
（軽油引取税のみなす課税） 第一百七十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量（第一号又は第二号の場合にあつては、当該消費に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該消費に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除した数量とし、第五号の場合にあつては、第二百二十二条の十六第一項第一号又は第二号の規定により製造の承認を受けた当該消費又は譲渡に係る軽油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該消費又は譲渡に係る軽油の数量から当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の軽油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。 一〇六 略 二・三 略	（軽油引取税のみなす課税） 第一百七十七条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量 <table><tr><td></td><td>を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 一〇六 略 二・三 略		を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。														
	を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。																
附則 （不動産取得税の減額等） 第十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令	附則 （不動産取得税の減額等） 第十六条 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令																

新	旧
附則第七条第十五項に規定するものの用に供する土地の取得を令和九年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「<u>については</u>」とあるのは「<u>に</u>」に限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）（戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十六項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。 二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。第四項において同じ。）を行った後、住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）を個人に申し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当	附則第七条第十五項に規定するものの用に供する土地の取得を令和七年三月三十一日までにした場合における第七十三条第一項の規定の適用については、同項中「<u>については</u>」とあるのは「<u>に</u>」に限り」と、「住宅（令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）（戸（共同住宅等にあつては、令第三十九条の二の四第二項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で令附則第七条第十五項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第十六項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。 二 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅をいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事（同項に規定する住宅性能向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）を行った後、住宅性能向上改修住宅（同項に規定する住宅性能向上改修住宅をいう。以下この条において同じ。）を個人に申し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当

該取得が令和九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。		3	略
4 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。		5 5 7	略
（軽油引取税に係る課税免除の特例に係る手続等） 第十八条の八 略			

該取得が令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。		3	略
4 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、特定住宅性能向上改修住宅（法附則第十一条の四第四項に規定する特定住宅性能向上改修住宅をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。		5 5 7	略
（軽油引取税に係る免税の特例） 第十八条の八 略			

2	略	3	法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場合における第百二十二条の十の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた法附則第十二条の二の七第五項から第七項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他の」とする。
4	略	4	（軽油引取税の製造の承認を受ける義務の免除等の特例） 第十八条の八の二 法附則第十二条の二の七第一項第三号に掲げる軽油の引取りを行つた特例対象事業者（同条第九項に規定する特例対象事業者をいう。以下この条において同じ。）が、令和九年三月三十一日までに、当該引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油（第百十六条第三項に規定する炭化水素油をいう。以下この項において同じ。）を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限る。以下この項において同じ。）は、第百二十二条の十六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。この項の規定の適用を受けて製造を行つた炭化水素油が軽油である場合において、当該適用を受けた特例対象事業者が、同日までに、当該軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合も、同様とする。
2	特例対象事業者は、前項の規定の適用を受けようとするときは、同項の製造を行う場所及び期間その他の法施行規則に規定する事項を、総合県税事務所に届け出なければならない。	3	特例対象事業者は、前項の規定により届けた事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を同項の規定に準じて総合県税事務所に届け出なければならない。
4	第二項の規定による届出をした特例対象事業者は、帳簿を備え	4	法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定の適用がある場合における第百二十二条の十の規定の適用については、同条中「並びに前月」とあるのは「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた法附則第十二条の二の七第五項から第七項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

、第一項の製造に関する事項その他の法施行規則に規定する事項をこれに記載しなければならない。

第二項の規定による届出をした特例対象事業者に係る前条第一項において準用する第百二十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他の」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十八条の八の第二第一項の製造に関する事項その他の」とする。

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運送の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貨物旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の第十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ、設備までの通路に段がないもの（法施行規則附則第四条の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第二百二十三條の二第三項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けるものに對する第二百二十四條の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から千万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条

(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)

第十八条の十四 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貨物旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、法附則第十二条の二の第十三第一項各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ、設備までの通路に段がないもの（法施行規則附則第四条の二の十一第一項に規定するものに限る。）で最初の第二百二十三條の二の第三項に規定する新規登録（以下この条及び次条において「初回新規登録」という。）を受けるものに對する第二百二十四條の四の（一）の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から千万円を控除して得た額」とする。

2 路線バス等のうち、法附則第十二条の二の十三第二項各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するために昇降機を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第二百二十四条の四の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条

中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円（乗車

定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五十一条第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則附第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の第十三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で、初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百万円を控除して得た額」とする。

中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から六百五十万円（乗車

定員三十人以上の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が同法第五十一条第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）附則附第二条に規定する飛行場を起点又は終点とするもので法施行規則附則第四条の十一第四項に規定するものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十八条の十四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第十二条の二の第十三項各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させるもの（法施行規則附則第四条の十一第六項に規定するものに限る。）で、初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百万円を控除して得た額」とする。

車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるもの（以下「トラック」（法施行規則附則第四条の十一第一項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突

4 乗用車（法施行規則に限る。）、バス（法施行規則に規定するものに限る。）又は車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。）が三・五トンを超えるトラック（法施行規則に規定する被けん引自動車を除く。）であつて		に規定するものに規定
5 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するものうち、側方衝突警報装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第八項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。		
6 乗用車（法施行規則附則第四条の十一第十四項に規定するものに限る。）、バス（法施行規則附則第四条の十一第十五項に規定するものに限る。）又は車両総重量		が三・五トンを超えるトラックであつて

、同法 第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で法施行規則に規定するものに適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和九年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。		
7 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準		に適合するものうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（法施行規則附則第四条の十一第十三項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百二十四条の四の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「同じ。」とあるのは、「同じ。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

秋田県税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第二条による改正）

新		附則 1 4 略 5 八年新条例第四十八条第一項第一号(二)（八年新条例附則第十三条の二の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは同号(二)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人（八年新条例第四十八条第一項第一号(二)（八年新条例附則第十三条の二の二の規定により読み替えて適用する場合を除く。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号(二)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。）のうち地方税法等の一部を改正する法律（
旧		附則 1 4 略 5 八年新条例第四十八条第一項第一号(二)（八年新条例附則第十三条の二の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号(二)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないもの
		のうち地方税法等の一部を改正する法

令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一号(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を八年新条例第四十八条第一号(二)に掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。	律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一号(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和八年度分基準法人事業税額」という。）が、当該法人が行う事業に対する当該事業年度の事業税について当該法人を八年新条例第四十八条第一号(二)に掲げる法人とみなした場合に八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「比較法人事業税額」という。）を超える場合には、当該超える金額の三分の二に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和八年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和九年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の分の事業税について八年新法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（以下この項において「令和九年度分基準法人事業税額」という。）が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の三分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、令和九年度分基準法人事業税額から控除するものとする。
--	--